



鳥取県公報

平成 28 年 4 月 1 日（金）
第 8 7 8 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県行政不服審査会の設置（226）（政策法務課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金の一部改正（227）（文化政策課）・・ 3
	指定介護支援機関の指定の取消し（228）（福祉保健課）・・・・・・・・・・ 4
	身体障害者福祉法による医師の指定（229）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 4
	指定居宅サービス事業の指定（230）（東部福祉保健事務所）・・・・・・・・・・ 4
	指定介護予防サービス事業の指定（231）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（3 件）（232～234）（企業支援課）・・・・・ 5
	農業振興地域整備基本方針の変更（235）（経営支援課）・・・・・・・・・・ 8
	家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（236）（畜産課）・・・・・・・・・・ 8
	地域森林計画の変更（2 件）（237・238）（林政企画課）・・・・・・・・・・ 8
	指定居宅サービス事業の指定（239）（中部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・・・ 8
	指定介護予防サービス事業の指定（240）（〃）・・・・・・・・・・ 9
	土地改良区の役員の就退任（241）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 9
	障害児通所支援事業者の指定（242）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・・・ 10
	指定居宅介護支援事業者の指定（243）（〃）・・・・・・・・・・ 11
	指定代理納付者の指定（244）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 11
◇ 公 告	猟銃安全指導委員の委嘱（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 11

告 示

鳥取県告示第226号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、鳥取県行政不服審査会を設置したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、次のとおりその規約を告示する。

平成28年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政不服審査会共同設置規約

（共同設置する地方公共団体）

第1条 別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「関係市町村等」という。）並びに鳥取県は、共同して行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関を設置する。

（名称）

第2条 この機関は、鳥取県行政不服審査会（以下「審査会」という。）という。

（執務場所）

第3条 審査会の執務場所は、鳥取県庁内とする。

（組織）

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員の選任方法）

第5条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者のうちから、鳥取県知事（以下「知事」という。）が任命する。

2 知事は、前項の規定により任命した委員の氏名を、関係市町村等の長又は管理者に通知するものとする。

（委員の身分取扱い）

第6条 委員の身分取扱いについては、知事の附属機関の委員とみなす。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第7条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第5条第2項並びに第6条第1項及び第4項の規定は、専門委員について準用する。

（会議）

第9条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、在任委員及び議事に関係のある専門委員の総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員のうち出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 法第9条第2項各号に掲げる者である委員及び専門委員は、当該審査請求に係る議決に参加することができない。

（負担金）

第10条 審査会に関する関係市町村等の負担金の額は、知事及び関係市町村等の長又は管理者がその協議により決定するものとする。

2 関係市町村等は、前項の規定による負担金を、鳥取県に交付するものとする。

(収入及び支出)

第11条 審査会に関する事務に係る収入及び支出については、鳥取県一般会計歳入歳出予算において計上するものとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、八頭環境施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合

鳥取県告示第227号

平成26年鳥取県告示第207号（鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金について）により告示した利用料金の一部を廃止することについて、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）第11条第2項の規定に基づき平成28年3月18日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成28年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 利用料金			1 利用料金		
(1) 略			(1) 略		
(2) 設備利用料			(2) 設備利用料		
区分		利用料	区分		利用料
略			略		
音響 設備 器具	略		音響 設備 機具	略	
	6 ch ミキサー	1 台 1 回につき 1,030 円		6 ch ミキサー	1 台 1 回につき 1,030 円
映像 機器	略		映像 機器	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき 830 円
	略			略	
	液晶プロジェクター (可搬型)	1 台 1 回につき 1,880 円		略	
映像 機器	略		映像 機器	液晶プロジェクター (可搬型)	1 台 1 回につき 1,880 円
	略			ビデオテープレコーダー (S-VHS)	1 台 1 回につき 1,030 円
略			略		

略	略
備考 略	備考 略
(3) 略	(3) 略
2 略	2 略

鳥取県告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関の指定を取り消したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	取消年月日
株式会社アール&エス	鳥取市賀露町南一丁目1-35	みんなのライフケア	鳥取市賀露町南一丁目1-35	訪問介護	平成27年11月5日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	取消年月日
株式会社アール&エス	鳥取市賀露町南一丁目1-35	みんなのライフケア	鳥取市賀露町南一丁目1-35	介護予防訪問介護	平成27年11月5日

鳥取県告示第229号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
内科	肝臓機能障害	岸本 洋輔	倉吉市山根43-1 社会医療法人仁厚会 藤井政雄記念病院
外科	小腸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	竹本 大樹	米子市両三柳1880 医療法人同愛会 博愛病院
整形外科	肢体不自由	武田 知加子	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
感染症内科	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	山根 一和	米子市車尾四丁目17-1 独立行政法人国立病院機構 米子医療センター

鳥取県告示第230号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 4 月 1 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人れしーぶ	ホワイトガーデンゆず	八頭郡八頭町船岡 1952	平成 28 年 3 月 24 日	短期入所生活介護
株式会社みさき屋	温泉デイサービスみさき屋	鳥取市江津 450-6	平成 28 年 3 月 28 日	通所介護
株式会社サムアップトゥデイ	通所介護オールデイズ	鳥取市吉方温泉四丁目 401	〃	〃

鳥取県告示第 231 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 4 月 1 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人れしーぶ	ホワイトガーデンゆず	八頭郡八頭町船岡 1952	平成 28 年 3 月 24 日	介護予防短期入所生活介護
株式会社みさき屋	温泉デイサービスみさき屋	鳥取市江津 450-6	平成 28 年 3 月 28 日	介護予防通所介護
株式会社サムアップトゥデイ	通所介護オールデイズ	鳥取市吉方温泉四丁目 401	〃	〃

鳥取県告示第 232 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成 28 年 4 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

①丸合羽合店・ドラッグストアウェルネスハワイ店 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 789-1 ほか

②丸合西伯店・ドラッグストアウェルネス西伯店 西伯郡南部町阿賀 226-1

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原六丁目 12-40

J A 三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行 東京都中央区銀座八丁目 13-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

変更前 株式会社丸合 米子市東福原六丁目 12-40

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 広島県広島市中区八丁堀 11-8

東洋食品株式会社 福岡県北九州市門司区黄金町 6-28

変更後 株式会社丸合 米子市東福原六丁目 12-40

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 広島県広島市西区井口明神一丁目 1 - 10

東洋食品株式会社 福岡県北九州市門司区黄金町 6 - 28

4 変更年月日

平成28年 1 月25日

5 届出年月日

平成28年 3 月24日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

平成28年 4 月 1 日から 4 月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課並びに大規模小売店舗の所在地を所管する総合事務所地域振興局及び町役場

9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第233号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアウェルネス角盤店・a u ショップ米子・ローソン米子角盤町店 米子市角盤町三丁目84ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神一丁目 1 - 10

西日本モバイル株式会社 代表取締役 三枝 達実 神奈川県相模原市中央区横山一丁目 1 - 1

株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一 東京都品川区大崎一丁目11- 2

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 ドラッグストアウェルネス角盤店・a u ショップ米子

変更後 ドラッグストアウェルネス角盤店・a u ショップ米子・ローソン米子角盤町店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

次のとおりとする。

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

次のとおりとする。

4 変更年月日

平成28年 1 月25日ほか

5 届出年月日

平成28年 3 月24日

6 縦覧に供する期間

平成 年 月 日から 4 月間

7 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、6 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を 7 の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第234号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアウェルネス角盤店・a u ショップ米子・ローソン米子角盤町店 米子市角盤町三丁目84ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神一丁目 1-10

西日本モバイル株式会社 代表取締役 三枝 達実 神奈川県相模原市中央区横山一丁目 1-1

株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一 東京都品川区大崎一丁目11-2

3 変更する事項

(1) 施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置

次のとおりとする。

イ 荷さばき施設の位置

次のとおりとする。

ウ 廃棄物等の保管施設の位置

次のとおりとする。

(2) 施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時

変更前 開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午前 0 時

変更後 終日

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前 7 時 30 分から午前 0 時 30 分まで

変更後 終日

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

変更前 4

変更後 7

ウ 駐車場の自動車の出入口の位置

次のとおりとする。

エ 荷さばきを行う時間帯

変更前 午前 6 時から午後 9 時まで

変更後 終日

4 変更年月日

平成28年11月25日ほか

5 届出年月日

平成28年3月24日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成28年4月1日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を8の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第235号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第5条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針を変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部経営支援課、東部農林事務所及び各総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第236号

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第8条第1項の規定に基づき、平成37年度を目標年度とする家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画を定めたので、同条第4項の規定により公表する。

その計画書は、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(平成21年鳥取県告示第654号)は、廃止する。

平成28年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第237号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

平成28年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第238号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

平成28年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第239号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月1日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人共済会	訪問看護ステーションしみず	倉吉市宮川町129	平成28年4月1日	訪問看護

鳥取県告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月1日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人共済会	訪問看護ステーションしみず	倉吉市宮川町129	平成28年4月1日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年4月1日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932－5
〃	宮 本 勝 宏	東伯郡琴浦町大字倉坂669
〃	福 井 孝 幸	東伯郡琴浦町大字杉下205
〃	野 口 和 寿	東伯郡琴浦町大字金屋310
〃	定 常 健 一	東伯郡琴浦町大字別宮360
〃	三 浦 勝 美	東伯郡琴浦町大字光好566
〃	山 本 操	東伯郡琴浦町大字下伊勢423
〃	中 本 博 義	東伯郡琴浦町大字八橋2384
〃	生 田 稔	東伯郡琴浦町大字鋤208－1
〃	豊 裕 永	東伯郡琴浦町大字浦安434
〃	桑 本 始	東伯郡琴浦町大字保70－1
〃	中 嶋 啓 一	東伯郡琴浦町大字上伊勢111
〃	古 谷 敏	東伯郡琴浦町大字槻下1129
〃	佐 伯 一 男	東伯郡琴浦町大字美好95
〃	濱 田 道 信	東伯郡琴浦町大字大杉476
〃	奥 山 輝 巳	東伯郡琴浦町大字法万198
〃	生 田 義 幸	東伯郡琴浦町大字古長376
〃	森 本 弘 幸	東伯郡琴浦町大字三保157
〃	金 坂 憲 一	東伯郡琴浦町大字法万16
〃	平 野 博 文	東伯郡琴浦町大字山田203－1
〃	中 谷 義 博	東伯郡琴浦町大字逢束562
〃	池 口 誠 之	東伯郡北栄町大谷1494
監 事	中 原 勇	東伯郡琴浦町大字逢束575
〃	進 修	東伯郡琴浦町大字八橋3456－41

〃 染 川 海 男 東伯郡琴浦町大字浦安351
 〃 野 田 年 仁 東伯郡琴浦町大字森藤228
 〃 馬 野 勝 行 東伯郡琴浦町大字三本杉148－ 5
 平成28年 3 月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 松 本 正 志 東伯郡琴浦町大字八橋932－ 5
 〃 宮 本 勝 宏 東伯郡琴浦町大字倉坂669
 〃 三 浦 勝 美 東伯郡琴浦町大字光好566
 〃 定 常 健 一 東伯郡琴浦町大字別宮360
 〃 山 本 操 東伯郡琴浦町大字下伊勢423
 〃 豊 裕 永 東伯郡琴浦町大字浦安434
 〃 桑 本 始 東伯郡琴浦町大字保70－ 1
 〃 中 嶋 啓 一 東伯郡琴浦町大字上伊勢111
 〃 濱 田 道 信 東伯郡琴浦町大字大杉476
 〃 奥 山 輝 巳 東伯郡琴浦町大字法万198
 〃 森 本 弘 幸 東伯郡琴浦町大字三保157
 〃 金 坂 憲 一 東伯郡琴浦町大字法万16
 〃 中 谷 義 博 東伯郡琴浦町大字逢束562
 〃 上 山 必 勝 東伯郡琴浦町大字中尾211
 〃 岡 本 房 光 東伯郡琴浦町大字下大江423
 〃 門 脇 正 人 東伯郡琴浦町大字鋤227
 〃 桑 本 光 博 東伯郡琴浦町大字公文194－ 1
 〃 佐 伯 博 東伯郡琴浦町大字八橋2627
 〃 有 福 正 壽 東伯郡琴浦町大字宮場47
 〃 山 下 幸 雄 東伯郡琴浦町大字森藤100
 〃 盛 山 孝 東伯郡琴浦町大字槻下769
 〃 杉 川 浩 東伯郡北栄町大谷1476－ 4
 監 事 中 原 勇 東伯郡琴浦町大字逢束575
 〃 進 修 東伯郡琴浦町大字八橋3456－ 41
 〃 福 井 孝 幸 東伯郡琴浦町大字杉下205
 〃 遠 藤 一 夫 東伯郡琴浦町大字徳万248－ 1
 〃 平 野 良 則 東伯郡琴浦町大字山田302

平成28年 3 月19日就任 任期 4 年

鳥取県告示第242号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の 5 の 24の規定により次のとおり告示する。

平成28年 4 月 1 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
一般社団法人ハッピーライフ	米子市加茂町二丁目113	このこのリーフ米子	米子市加茂町二丁目113	平成28年 3 月24日	放課後等デイサービス

鳥取県告示第243号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 4 月 1 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
有限会社ラポール・ケア 米子	いきいき居宅介護支援事 業所	米子市灘町三丁目65	平成28年 4 月 1 日

鳥取県告示第244号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 第 6 項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の 2 の規定により告示する。

平成28年 4 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる 事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂九丁目 7-1	インターネットを利用して納付する 自動車税本税	平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第28条の 2 第 1 項の規定により、猟銃安全指導委員を次のとおり委嘱した。

平成28年 4 月 1 日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 猟銃安全指導委員の氏名、住所、活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
小林 繁	鳥取市吉岡温泉町	鳥取警察署の管轄区域内
小谷 豊蔵	鳥取市猪子	
田中 晋	岩美郡岩美町	
有田 敬	八頭郡八頭町	郡家警察署の管轄区域内
田中由紀雄	八頭郡若桜町	
安木 均	鳥取市河原町	智頭警察署の管轄区域内
小川 和洋	八頭郡智頭町	
秋田 典昭	鳥取市青谷町	浜村警察署の管轄区域内
林原 一紀	倉吉市福守町	倉吉警察署の管轄区域内
田邊 祐吉	倉吉市古川沢	
門脇 正人	東伯郡琴浦町	八橋警察署の管轄区域内
汐田二千六	西伯郡大山町	
柴垣 信司	米子市大篠津町	米子警察署の管轄区域内
田中 正範	米子市淀江町	
田子 信朗	西伯郡南部町	
渡部 龍洋	境港市森岡町	境港警察署の管轄区域内
松本 晋也	西伯郡伯耆町	黒坂警察署の管轄区域内

白石 賢一	日野郡日野町	
-------	--------	--

2 猟銃安全指導委員の連絡先

猟銃安全指導委員の住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

警察署	電話番号
鳥取警察署	0857-32-0110
郡家警察署	0858-72-0110
智頭警察署	0858-75-0110
浜村警察署	0857-82-0110
倉吉警察署	0858-26-7110
八橋警察署	0858-49-0110
米子警察署	0859-33-0110
境港警察署	0859-44-0110
黒坂警察署	0859-74-0110

3 猟銃安全指導委員の任期

平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで